

障がい等の状況についての申告書

番号	項目	添付資料
①	精神障がい者保健福祉手帳（１級）の交付を受けていること	○
2	精神障がい者保健福祉手帳（２級）の交付を受けていること	
3	要介護区分5のものを受けていること	
4	1 から 3 以外の身体若しくは精神の障がいの状況	
(1)	両眼の視力が0.1以下になっている	
(2)	周辺視野角度（I/4視標による。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。）が56度以下になっている、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下になっている	
(3)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上になっている	
(4)	平衡機能に著しい障がいがある	
(5)	咀嚼又は言語の機能を廃している	
(6)	咀嚼及び言語の機能に著しい障がいがある	
(7)	精神に著しい障がいがある	
(8)	神経系統の機能に著しい障がいがある	
(9)	胸腹部臓器の機能に著しい障がいがある	
(10)	上肢又は下肢の全部又は一部を喪失している	
(11)	一上肢又は一下肢の機能を全廃している	
(12)	一上肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(13)	両手の手指又は両足の足指の全部又は一部を喪失している	
(14)	両手の母指、示指又は中指の機能を廃している	
(15)	一手の母指及び示指の機能を廃している	
(16)	母指又は示指を含めて一手の三指の機能を廃している	
(17)	一下肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(18)	両足の足指の全部の機能を廃している	
(19)	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障がいを残している	
(20)	体幹の機能に座っていること、立ち上がっていること又は歩くことができない程度の障がいを有している	
(21)	脊柱の機能に著しい障がいを残している	
(22)	(1)～(21)の他、身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複している	
(23)	満75歳以上であり、身体の機能が低下しており、農業に従事することが困難である	
5	福祉施設への入所の状況	
(1)	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設へ入所している	
(2)	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホームへ入居又は入所している	
(3)	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院へ入所している	
(4)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障がい福祉サービス事業を行う施設又は同条第11項に規定する障がい者支援施設へ入所している	

該当する障がい等の番号に○を記載してください。

障がい等の状態を証明する書類（障がい者手帳の写し、医師の診断書等）を添付し、添付資料欄に○を記載してください。